

第 2 3 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第23回定例会 令和7年2月27日

開会 14時15分 閉会 16時30分

出席委員
(22名)

会長 依田 繁二	会長代理 舩田 寿夫
1 小野澤 文利	13 田中 章
2 笹平 民男	14 柳澤 大作
3 檜原 龍太郎	15 上原 真由美
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 大塚 和信
12 比田井 尚良	

欠席委員

16 北沢 秀則 推進 白石 文生

議事録署名委員

15 上原 真由美 17 武舎 和久

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

第9回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 皆さん改めまして、お疲れ様でした。それでは、第２３回農業委員会の定例総会並びに全員協議会を開催します。開会を会長代理の方からお願いします。

船田代理 前段の営農型発電の現地視察ということで、大変ご苦勞様でした。２月の終わりとなりまして、春の農作業もいよいよ始まる時期となりました。委員の皆さんにおかれましては大変お忙しい中お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。ただいまより、第２３回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続いて、会長から挨拶をいただきまして、その後、議事録署名委員の指名と、議事進行につきましてもお願いします。

会長 皆さん、改めましてこんにちは。第８期の農業委員会も３分の２が終わります。よろしくお願いします。

会議の報告をさせてもらいまして、本題に入ります。２月につきましては、３日は北御牧地区、５日は和地区の地域計画推進委員会が行われました。４日はまちづくり審議会が行われ、５日は火のアートフェスティバルの反省会があり、出席出来ませんでしたが、今年は１０月１１日、１２日に行うということで決定され、１４日は東御市農業再生協議会総会が行われました。２０日は東御市長に農政部会として審議いただきました意見書を船田代理と田口部会長の３人で、詳細に説明して提出させていただきました。さらなる農業に対しての内容を検証していただき、前向きな形でやっていただきます。その後、役員会を開催し、役員会の後、午後から東御市の就農トレーニングセンター運営委員会が開催されまして、入居施設利用者が５名いますが、また再度継続して利用するということになりました。そして引き続き、青年等就農計画認定委員会があり、この認定委員会には全体で５名の申請があり、４名が新規就農者、１名が変更ですが、就農に対しての前向きな姿勢の考え方と討論がありましたが、５名が認定されました。

あと、訃報ですが２２日に〇〇である〇〇が亡くなりました。東御市農業委員会の代表としまして葬儀に参列させていただきました。以上、報告とさせていただきます。

これから審議に入りますが、本日の議事録署名は１５番の上原真由美委員と１７番の武舎委員にお願いします。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について、本日は７件の案件があります。事務局より説明をお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲受人は、当時住宅を建てた時に農地も同時に購入したかったのですが、下限面積により農地を取得出来なかったため、下限面積が撤廃されたことにより取得したいとのことです。申請地の進入路は、譲受人の敷地を通る方法しかなく、今までも草刈り等の管理はしていたとのことです。申請地では、キュウリ、ナスなどを栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分と近いと判断しました。

3-2 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方で、譲受人は○○の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、○○に在住のため譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており相続を機に正式に譲り受けるものです。申請地では菊芋を栽培しています。譲受人自宅から徒歩○○分のため問題ないと判断しました。

3-3 ○○番、図面は3ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○により農地の維持管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。譲受人は隣接宅地と農地を一緒に購入するため、譲り受けるものです。申請地では、ナス、ジャガイモ等を栽培予定です。申請地は、面積が小さいので宅地か農地の判断について農業会議へ問い合わせたところ、3条でも5条でも取得は可能とのことでした。住宅敷地を拡張して家庭菜園を設ける場合には、塀や石の設置、境界として木を植えるなど住宅敷地の一部とするため何らかの転用行為が必要とのことでした。住宅地と申請地の間は、垣根で区切られており、5条で取得する場合は垣根を取り払う必要があることと、そのまま取得するのであれば3条でも可能とのことでした。譲受人自宅予定地から徒歩○○分と近いと判断しました。

3-4 ○○他○○筆、図面は4ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○区の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、○○に在住のため譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており相続を機に正式に譲り受けるものです。申請地では、大根を栽培しています。譲受人の○○は認定農業者であり、今後の営農についても問題ないかと思えます。譲受人自宅から車で○○分のため問題ないと判断しました。

3-5 ○○番、図面は5ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人、譲受人は○○区の方です。譲

渡人と譲受人の農地の間の擁壁が崩れそうになっているとのことで擁壁を築くために譲り受けるものです。譲受人農地から徒歩〇〇分と近い
ため問題ないと判断しました。

3-6 〇〇番、図面は6ページをご覧ください。譲渡人、譲受人は
〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが管理が出来
ないため、譲り渡すものです。譲受人は〇〇歳と〇〇のため、後継者が
いるか確認したところ〇〇がいますとのこと。〇〇は会社員兼農家と
いうことで後継者については問題ないかと思います。申請地では水稻を
栽培し、隣接農地と一体で耕作する予定です。譲受人自宅から徒歩〇〇
分のため問題ないと判断しました。

3-7 〇〇番他〇〇筆、図面は7ページをご覧ください。〇〇か
ら〇〇メートルほど〇〇にある農地です。〇〇の営農型太陽光について
の区分地上権設定の申請です。太陽光の設置者と、その下の農地の営農
者が異なる場合には、農地法第3条で区分地上権の許可を受け、その期
間を農地法第5条による一時転用期間とあわせる必要があります。当農
地は〇〇年〇〇月〇〇日付で〇〇年間の区分地上権の設定を受け、この
申請が〇〇回目の更新となります。申請地及び周辺農地の営農条件に支
障がなくかつ権利者の同意を得ているので問題ないと判断しました。な
お、本申請が許可となった際には、農地法第5条の許可日と同日付で許
可書を発行するようになります。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、上
原真由美委員より説明をお願いします。

上原真由美委員 資料の1ページをご覧ください。〇〇より〇〇メートルぐらい〇〇に
ある畑です。申請地は譲受人の自宅に隣接しているので、一般野菜のナ
ス、キュウリなどを作りたいということです。譲渡人は譲受人に応じ、
譲り渡すということです。特に問題がないと思いますので、ご審議のほ
どよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、ご質
問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、
採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願い
します。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きま
して、番号2の案件につきまして、比田井委員より説明をお願いします。

比田井委員

申請場所につきましては、総会資料①の2ページをご覧ください。〇〇より〇〇沿いにあります。現地ですが、かねてより譲受人が借り受けて草刈り、バックホーによる整地と管理されてきていますので、ロータリーで耕作すれば、作付け可能な状態です。畑は、造園の剪定木の置き場として活用され、それがまた土砂の流入流出防止に役立っています。畑は傾斜があり、周囲はほぼ山林で、多少日当たりが悪いですが、耕作に支障はないと思われます。作付け予定の菊芋は、自家用とのこと。譲渡人は〇〇在住で勤務先が〇〇であり、〇〇近くにある実家の田畑の管理までは出来ないとのことで、今回の申請になりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員

3ページをご覧ください。〇〇にお住まいの方で、1戸建を希望していきまして、この家を購入しようとしたところ、畑も一緒に買って欲しいということで、今回の案件になっています。ここは、宅地とその畑の間が1段下がっていて、隣の家から1段上がったいわゆる階段状の場所になります。現在は、小さな草が生えている状態で、すぐにでも耕作できる状態になっています。ご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号3の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員

場所は、〇〇の入口から〇〇方面に走って次の〇〇という信号の手前にある〇〇のりんご畑がある上のところの畑です。地目は水田になっていますが、〇〇が借りてから田ではなくて畑として耕作をしていまし

た。〇〇が認定農業者さんですのでリーフ野菜、小松菜を作っています。冬場はビニールハウスを利用して、早期に野菜を道の駅に出しているという方です。昔は〇〇の名前で契約をして借りていましたが、自分の代になりましたので、自分で購入してやっていくということです。まだ〇〇歳ですが、〇〇歳になったら、〇〇と一緒に認定農業者としてやっていくという意気込みです。自分のリンゴ園も持ちながらやっているというところで、別段問題ないと判断していますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員 資料5ページをご覧ください。当該地ですが〇〇、〇〇を挟みすぐ〇〇のところにあります。譲受人の〇〇は地図の網掛け地ですが、ここでハウス用ブドウ栽培をしています。そこで当該地の〇〇番との段差は、これが譲渡人の水田になりますが、北寄りのところのひずみが約〇〇メートルあり、そこにニセウルシの根が根づいて根っこが太くなって石垣を押し出して崩れそうだということです。対策として、この網掛け地の下の部分の太い実線でくくってある土地ですが、幅が〇〇メートル、長さが〇〇メートル、これを帯状に購入し、高さ〇〇メートルの擁壁を築き、ひずみの崩れを防ぎたいという〇〇の計画です。特段問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号5の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野委員 石垣の責任は、上のお宅にあるのでしょうか、下のお宅にあるのでしょうか。

議長（会長） 石垣の持ち分についてお願いします。

田口委員 このブドウ園の石積の管理は譲受人で、その石積が崩れそうなので、下の水田に迷惑をかけないように土地を購入し修繕したいとのことで

す。

議長（会長） よろしいですか。

小野委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

五十嵐委員 網掛けのところが2ヶ所ありますが、この2ヶ所の土地を〇〇がお買いになるということでしょうか。

事務局 今回の申請地の細長いところが、3条で取得するいわゆる擁壁の部分になっています。その〇〇に薄い線で網掛けの箇所が2ヶ所ありますが、それは譲受人がすでに取得している農地で、あくまで参考として、色塗りしています。

議長（会長） よろしいでしょうか。

五十嵐委員 わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして、井出委員より説明をお願いします。

井出委員 資料6ページをご覧くださいと思います。〇〇から川沿いにある一番下の土地になります。譲受人、譲渡人とも近所の方で、譲渡人の〇〇が〇〇年ほど前に亡くなられて、〇〇はお百姓が出来ないということで機械を全部処分してしまいました。現状ある土地も近所の方にやっていただいていて、〇〇が今度譲り受けるその土地は、以前は〇〇が草刈りをやっていましたが、それも出来なくなり〇〇の方で管理等していました。先ほど説明があったように、〇〇は〇〇歳で高齢ですが、〇〇代の〇〇がいらっしゃり、十分、畑、田んぼはやっていますので、特段問題はないということで、ご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号6の案件につきまして、そ

れぞれご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号7の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

先ほど見に行った場所になりますが、事務局から説明したとおりでミョウガとユウカリを現在作っています。数年前ぐらいは結構まだ手付かずで、収量も全然取れていないような畑でしたが、昨年あたりから〇〇が大分入って、今日見てもらったとおりの感じで、収量自体はそんなに上がってないようですが、何とか管理しながら農業をやっているようです。特段問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。今日、現地で確認されたこと等も含めまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

杉田委員

感想ですが、今日現地を見させていただいてあまり収量が得られているようには見えなかったのですが、これから、今後どうやっていかれるか見ていきたいと思います。ただこれは〇〇年経過しているので、資料の23ページの営農計画では、年間収入は〇〇年の実績で収入〇〇円ほど、収益は〇〇円ほどしか出ていないというような状況です。いわゆる農業者の観点から見た場合に、果たして太陽光パネルを設置してやってきたメリットはあるのかと非常に疑問に思いました。今度は上の太陽光発電の〇〇は電力事業者の方で収益計上をしていることなので、太陽光発電事業者に農地を使わされているのかという懸念もあった私の感想です。ただこの農地について今後、営農形態をもう少し注視していったら利益が出るよう成功につなげていければいいのかと思っています。

事務局

資料23ページからについては、次の第2号議案の中で詳しくご説明はしますが、ご質問いただきましたのでお答えさせていただきます。年間収入と諸経費、それから収益の結果については、〇〇実績はこちらに記載させていただいていますが、今回についてはユウカリの販売実績が〇〇円ということになりますので、この収入に関してはミョウガの販売と、土地の賃借料だけの収入になっています。ユウカリがきちんと収穫出来てそれが売り物になって販売がきちっとされれば、もう少し上がっ

てくるかというところになります。後程詳しく説明申し上げますが、あくまでこの収入諸経費、収益についてはこの申請地に係る土地だけの金額になっていますので、この方達は他でも水田等やっという思っているのはごもっともだと思います。少なくともミョウガはこの土地だけになっていますので、この数値については誤りではなく、今後も伸ばしていきたいという計画にはなっているということをお願い出来ればと思います。

議長（会長） 今の説明でご理解いただけましたか。

杉田委員 ユーカリは〇〇年経ってもそんなに収穫できない作物なのか逆に疑問です。

事務局 今回については、枯れてしまって売り物にならなかったもので、毎年購入して、育てて、成木になったものを出荷しますが、そこで、長さなどの色々な規格の中で売り物になるかならないかというところがありますので、〇〇年経って全然成長していなくて、収穫が出来なくてということではなくて、毎年苗木を購入して、植えて、育てて出荷はしますが、それが売り物になるかどうかというのは毎年その状況次第というところですよ。

議長（会長） 杉田委員、いいですか。

杉田委員 はい。

議長（会長） 他に質問ありませんか。

笹平委員 ミョウガ、ユーカリに肥料が足りないし、藁も敷き詰めてやったらいいものが取れると思うので、教えてあげたらいいと思います。

事務局 農業委員会の審議の中で委員さんからの指摘があったということで事業者さんに伝えますし、この事業者さんは地元の農業委員さんを訪ねてくださっているようですので、そちらの中でもまたお話いただければと思っています。

議長（会長） ありがとうございます。地元の柳澤委員も心配していただいて、ぜひご指導をお願いします。他に質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお

願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、今回は計画変更を含めまして7件の案件が出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ○○番他○○筆、所有権移転です。資料は8ページ、9ページをご覧ください。5-1と計画変更は、関連があるため一括の説明いたします。場所は○○の○○にある農地です。計画変更申請で住宅敷地の申請です。譲受人は○○と○○の方、譲渡人は○○の方です。当初は○○年○○月に住宅敷地として許可を受けたのですが、○○に居住し続けたことから転用事業は行っていないでしました。譲受人は申請地を継承して、住宅敷地として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ○○番、賃借権設定です。資料は10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。作業場、駐車場敷地の申請です。譲受人は○○の○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の隣接地にある事業所とあわせて、作業場、駐車場とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番他○○筆、所有権移転です。資料は13ページ、14ページをご覧ください。○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭になったことから、申請地を譲り受け、住宅を計画するもので譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。転用面積が○○平方メートルと過大ですが、敷地の一部が法面であること、敷地に家庭菜園や来客用駐車場を設けること等から、やむを得ないと判断しました。なお、申請地は○○年○○月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番、所有権移転です。資料は15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。資材置場、駐車場敷地の申請です。譲受人は○○の○○、譲渡人は○○の方です。申請者は事業規模拡大のため、譲渡人から申請地を譲り受け、資材置場、駐車場敷地とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたもので

す。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 ○○番、使用貸借権設定です。資料は18ページ、19ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方で、○○です。譲受人は現在借家に住んでいますが、子どももおり手狭なため、○○の土地を譲り受け、住宅を新築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 につきましては再度審議させていただければと思いますので、5番までということをお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは計画変更1と番号1を合わせて保科委員より説明をお願いします。

保科委員 資料は8ページ、9ページになります。○○の○○から土地を購入して家を建てるということです。現在は荒れ地になっていまして、雑木等はありません。幾らか南傾斜になっていますが、特に問題はないかと思います。

議長（会長） それでは計画変更1と番号1について、ご質問ご意見ある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 農地を購入して宅地として申請をして、長い年月、宅地にもせず農地としても活用していない、草刈りはしているようですが、宅地が出来るまでに6ヶ月ごとに写真を添付して提出するということもあるという状況で、放ってあった宅地というか農地をそのままずっと持ち続けることが可能ということは、どういう根拠なのですか。

事務局 ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり現在は申請地の転用許可を受けた土地については事業完了次第、完了報告書を出していただきますし、完了しなかった場合については、6ヶ月ごとにどうなっていますかという通知をこちらからお送りしていますので、完了までは何年も状況報告の依頼をしているところです。それについても制度が変わって、最近始まったものになりますので、昔、許可になったものは、事業が完了して登記の地目変更がされない限りは、基本的には地目が農地、許可はされている土地ということで残っていたところになります。ただ、通常ですとこの土地もそうですが農地の

転用許可がおりた際に、税金が宅地並み課税にはなりますので、宅地並み課税の土地をずっとただ持ち続けていたということになりますので、ご本人さんが申請通り早く家を建てられるか、そういう計画がないのであれば早く処理をしてしまった方がよかったというところですが、だからといって許可を受けた土地をずっと何もしないで持ち続けることが違法かということそういうわけではないということになります。

議長（会長） 五十嵐委員、今の説明でいいですか。

五十嵐委員 この計画変更1でいくと、単純に転売ですよ。自分の家を建てると言って土地を買って、自分は〇〇にずっと住んでいて〇〇にある土地を、今度は売りますということですが、これはいいのですか。

事務局 転売については、実際の当時の申請内容、土地の取得価格というところもあると思うので一概には言えませんが、少なくとも〇〇に許可を受けて、この方が土地を取得して〇〇年以上前から何もせずに、ただ土地を持ち続けて税金を払い続けて、今になって売れたというところに関して、転売と言えるかということ難しいところかと思います。転売に我々が注意しなければいけないところは、農地として取得し、耕作をしないで、自分の家もしくは他人の家のためにすぐさま転用をしてしまう場合については、違法に近い転用というところになるのかと思います。ご自身で家を建てる予定であったが、何らかの事情で建てられなくて、宅地並みの状況で所有していたものを、たまたま欲しいという人がいた、または売り手がついたから手放すというのは、転売とは少し状況が違うかと思うところです。

議長（会長） 今の説明で、ご理解いただけますでしょうか。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。まず、計画変更1に対して賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。番号2の案件について、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 場所はお手元の図面の10ページ、11ページ、また建物の配置図は12ページですのでご覧いただきたいと思います。〇〇の〇〇に位置

する場所です。譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は同じく〇〇の〇〇です。〇〇は、主に公共事業を中心とした〇〇を営んでいる方です。作業場の建設ということで〇〇の経歴等をお聞きしていますのでお話をさせてもらいます。〇〇は、〇〇の理事長という任期〇〇年間を数年前にやられている方です。〇〇の世界において、有名人で第一人者と言っている方もいます。そのような有名で重鎮な方が今回この作業場を建てる目的を説明させてもらいますが、この作業場を建てることにより〇〇のための講習会、研修会をこの場所で行いたいということです。またそのための色々な〇〇の庭に設置するような垣根等の試作品、そういうものを製造する場所を建てたいというお話でした。それに関連し全国から色々な方のお話があるという中で、皆さんの駐車場の確保も兼ねて、今回、作業場と駐車場敷地としての申請です。この場所は都市計画の用途指定もありませんし、また隣接者の同意、事業計画書等もしっかりした契約書も上がっていますので、特段問題はないのかなと私は判断しています、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま細かいご説明いただきましたが、叙勲も受けていますよね。そのような方ですので、全体的に含めましてご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号３の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員

場所は〇〇から〇〇に〇〇が通っていますが、〇〇から〇〇メートルぐらいの入ったところで、その先は、法面のきつい傾斜で高台です。〇〇の〇〇が、ここを気に入って家を建てたいということです。地図は１４ページになりますが、下水も近くにありますが、〇〇から少し入ったところで、下からの道を広げる予定で工事を始めています。先ほどの説明がありましたが、土地は広いけど法面が大きいです。どうか皆さんよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号３の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

〇〇にある農地ですが、資料は15ページから17ページまでです。16ページを見ていただくと道に挟まれた三角地でこの農地の区分は一緒ですが、長年何も作られていませんで、結構大きな石が昔からたくさん積まれているところです。当事者の方にお聞きしたところ、〇〇の整備で出た石を下して土木などで使われていたということです。それでも減らないので、現状でもたくさん積まれた状態になっています。そこを今回、駐車場用地として17ページを見ていただくとわかりますが、土木用のトラックないしは重機を置くように計画をしたいということです。狭い方を資材置場で、骨材系を置きたいというような意向でした。当事者の方ですが、譲受人、譲渡人になっていますが、個人名義から会社名義に変えるというようになっています。〇〇という方は〇〇の経営者の方ですが、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員

資料は18ページ、19ページをご覧ください。当該地ですが〇〇の集落内で〇〇の〇〇です。使用貸借権の設定ですが、譲受人の〇〇と〇〇は〇〇です。〇〇は現在、市内の賃貸住宅に住んでいます。お子さんが成長してきて、手狭になったので住宅を建築したいということで計画をしたということです。両親に相談したところ、当該地を貸借して建てることになりました。当地は第1種農地で周囲はすでに住宅化してきています。生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は宅地内浸透です。隣接地には事業説明をし、同意を得ていて日照権の問題もなさそうです。特段問題ないと思います。ご審議のほどをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。番号5の案件につきまして、ご質問ご意見

のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号6の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

5-6 ○○番他○○筆、資料は20ページ、21ページ、22ページをご覧ください。営農型太陽光発電の申請です。総会前に現地確認の上、審議をお願いしました。皆さん、ありがとうございました。別紙の23ページからの資料もあわせてご確認いただければと思います。まず、申請概要について説明します。申請地の農地区分は農振農用地になります。農地面積は○○平方メートル、パネル下部の農地面積は○○平方メートルです。転用面積は支柱部分のみで○○平方メートルです。○○年○○月○○日付で、○○年間の一時転用許可を受け、その後、○○年○○月○○日付で更新許可を受け、現在○○年営農を継続させている案件の○○回目の更新申請です。土地所有者は○○、転用事業者は○○です。営農に関しては、○○である○○と○○が行っており、栽培している作物はミョウガとユウカリです。なお、当初はすべてミョウガを作付する計画でしたが、営農者が○○のユウカリ栽培セミナーに参加した際に地域でのユウカリ栽培が推奨されており、申請地での更なる営農の安定化を図るため、○○年○○月に県に承認をいただき、ミョウガから一部ユウカリに作付変更をしています。発電設備の種類は太陽光発電、パネル枚数は○○枚で、発電出力は○○キロワットです。申請事由は、営農を安定的に続けていくために、○○年前より申請地で再生可能エネルギーを活用する営農型太陽光発電施設による事業を行っており、一時転用許可期限を迎えるにあたり、期限更新のため申請したいとのことです。

続いて、確認事項について説明します。転用の更新は○○年を計画しており、営農の適切な継続の観点から、○○や○○内の営農型太陽光発電施設のミョウガ栽培者の指導を仰ぎながら営農をしているということです。支柱に関しては、簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については単管杭で行なうということで、簡易的な構造になっています。また、支柱面積が最小限面積であることが必要ですが、支柱本数○○本で○○平方メートル、引き込み柱が○○平方メートルということで、必要最小限と判断しました。遮光率については、○○パーセントです。知見を有する者の意見を参考に設計されており、遮光率○○割程度でも育成に大きな支障はないとのことです。空間の確保については、支柱の高さが○○メートルあります。現地は傾斜地のため、基本的に手作業としており、作業に支障がないと判断しました。また、作業用機械

を稼働させても支障なく行える設計となっています。周辺農地への影響については、十分な距離が確保されており、近隣圃場への日照問題はありません。また、雨水は浸透トレンチを設置の上、地下浸透で処理されています。〇〇年〇〇月の豪雨においても当該地での災害は発生していないので、問題ないと判断しました。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる誓約書により確認されておりますので、問題ないと判断しました。

続いて、審査事項について説明いたします。資料裏面の「参考資料」の収支計画を合わせてご確認ください。適切な営農の継続の目安として、地域の平均的な単収の概ね8割の確保があげられます。地域の平均的な単収について、ミョウガは日本の統計サイトの長野県収量から算出し、10アールあたり〇〇キログラムとしています。ユウカリは、近年は〇〇の推奨作物にも指定されているため、栽培講師への聴取を参考に算出し、10アールあたり〇〇本としています。本営農計画は、そちらとの比較としています。本更新で許可後〇〇年目になりますが、直近の〇〇年度農作物の状況報告を確認しますと、ミョウガが〇〇キログラムで、10アール当たりの単収としては〇〇キログラムで地域の平均単収を確保しております。ユウカリは〇〇本で、10アール当たりの単収としては〇〇本でこちらも地域の平均単収の確保に至っております。ただし、ユウカリに関しては、10アール当たりの地域の平均単収が〇〇本ですが、地域で平均〇〇パーセントから〇〇パーセントの収量減となっていることから、今年度は〇〇本の〇〇パーセントである〇〇本を上回っているため、問題ないと判断しました。本計画は〇〇年に許可を受け造成工事を開始しましたが、計画の太陽光パネルが製造中止になったことから経産省に再度、変更認可を受けたことや、工事作業中に遺跡の破片が発見されたことから遺跡調査が行われたなどの理由により、作付け開始時期が〇〇に遅延したため、本格的な営農を開始したのが、〇〇からという状況です。そのため、前回の更新では地域単収の確保に至っておりませんでした。今後の営農計画としては、現在の営農者が〇〇なことから、勢力的に営農することが困難な状況もあるため、地元委員である柳澤委員も相談に入り、適切な圃場管理をしていく計画としているところです。〇〇からの指導も受け、引き続き単収確保に努めるとのことです。また、申請地は荒廃農地であったため、法改正により許可期間を10年とすることができそうですが、前回更新の際に今後の経過観察が必要とされておりますので、今回3年間の許可期間としたところで、今後も経過観察が必要と考え、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。柳澤委員からも今の説明の内容のとおりと

ということなので、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員

太陽光を付けたら植え直しがどんどん増えていき、それで許可が通るのかと思います。それとまたこの〇〇という会社はどんな会社なのか詳しく聞きたいです。

事務局

ユーカリについては、枯れてしまった場所に再度植えるということが出来ないという指導を受けているらしく、そこから少しでも離して別の場所に植え直さないといけないところなので、いわゆる密植、連作が出来ない作物ということです。ある程度空間が必要で、疎らに植える必要があるということをお聞きしています。それから〇〇ですが、〇〇にあるソーラーパネルの製造販売太陽電池の周辺機器の販売保守修理をしている発電関連の事業者さんになっています。

議長（会長）

今の回答でよろしいですか。

伊藤委員

はい。

議長（会長）

他にご質問ありませんか。

檜原委員

〇〇、〇〇は専業で農業をやっているのかそれとも兼業なのかわかったら教えてください。

事務局

〇〇は専業ではないです。〇〇は専業ということでお聞きしています。

議長（会長）

よろしいですか。

檜原委員

はい。もう1ついいですか。

議長（会長）

どうぞ。

檜原委員

最初の説明で他にも何かやっているから、この年間収入でもいいという話がありましたが、他でもかなりやっているということによろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり他の土地でも営農はされているということをお聞

きしています。今まで他にも耕作されていて、田んぼを〇〇反歩ほどや
っていらっしゃるということです。

議長（会長） よろしいですか。

檜原委員 はい。

事務局 他にご質問ありませんか。

小野澤委員 ユーカリですが、毎年、その場所に視察研修をさせてもらっている
中で、成長はほとんど見られないという状況です。場合によっては成
長どころか枯れている場所が増えているという状況が見受けられま
す。そもそもユーカリの特性とすると粘土質で、日当たりが良くて、
水はけも良くなければ成長出来ません。そういう条件、特性がある
作物をあえてここに植えているということ自体が間違いなのかと思っ
ています。その辺の指摘は、この委員会の中からもしてもいいのかと
思います。今のままでいくとユーカリの成長、それから今後、これも
継続する中で、収益は全然上がっていかないと予想出来ますので、ユ
ーカリの見直しは必要ではないかという個人的な意見です。研究をお
願ひしたいと思います。

事務局 小野澤委員のご質問にお答えいたします。ユーカリが取れていない
わけではないですが、収穫に苦慮していると事務局としても見えています。
これであればユーカリからの転作も考えたほうがいいのかと
耕作者さんと交えてお話をしたことはありますが、〇〇の推奨作物であ
るということとその指導を仰ぎながら収穫をすることによって収益が
上げられるというお話を聞いている中で、当初、全面ミョウガから、一
部ユーカリに変更して今までも耕作してきているというところと、ミョ
ウガよりもユーカリの方が耕作しやすい、大変でないというところがあ
り〇〇も〇〇で傾斜のところで耕作するとなると、耕作が容易で収益が
上がるものに転作したいのは当然の考えかというところです。〇〇がど
のように指導されていくのか、注視なりお願いをしながら、我々として
は経過を見ていく必要があるのかと考えているところです。

小野澤委員 〇〇については、日当たりもよく、水はけもよく、ユーカリがかな
り増えてきています。実際、〇〇も含めて推奨奨励しています。ただ〇
〇は場所によると思います。この場所については、適正な場所ではない
と思いますので、今後、注視していくという話ですので、そのような話

もしながら、〇〇の方にそういう意見も出たとお話していただければと思っていますのでよろしくお願いします。

議長（会長） 助言等ありがとうございました。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件つきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画2月分について説明します。資料の4ページから5ページが通常の利用権設定です。18件、52筆、合計65,400平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。3件、6筆、合計9,589平方メートルです。資料の7ページから8ページが中間管理機構を使った利用権設定です。20件、33筆、合計60,077平方メートルです。全体の合計は41件、91筆、135,066平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、関係する担当の方は確認いただき、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員 7ページの〇〇ですが、新になっていますがどういう方が頼むのでしょうか。

事務局 中間管理機構を使った利用権設定について新規と再設定のところがすべて新になっていることですが、通常の利用権設定から移行したものの、あとは新規に登録するものをすべて新と記載上なっていますので、全部が全部この方たちが新しく引き受ける場所ではなくて一部は、利用権設定から引き継ぐ場所と伺っています。

議長（会長） よろしいですか。

伊藤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。第3号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。
ただいまより5分休憩します。

休憩

議長（会長）

再開します。それでは、第9回農業経営改善計画認定意見聴取に入りたいと思います。内容について事務局より説明をお願いします。

事務局

第9回農業経営改善計画認定審査会議案をご確認ください。今回4件の申請があり、〇〇件が新規、〇〇件が更新、〇〇件が変更になります。2ページ目をご覧ください。

〇〇です。認定農業者の新規申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は施設野菜となっていて、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、主たる従事者が〇〇人、目標も同様です。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標は〇〇時間です。生産について、現在キュウリ、ミニトマト、メロン等を栽培しており、目標に向けてそれぞれ面積を拡大し、メロン、育苗に関してはアスパラへ移行していきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業は、特にありません。(3) 農用地及び農業生産施設は、〇〇アール確保しており目標も同様です。農業生産施設は〇〇近くの新規就農者等育成施設の管理を任されているため、そちらのハウスを記載しています。また、その他にビニールハウスを目標に向けて〇〇棟確保する予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、ビニールハウス〇〇棟にてキュウリ、ミニトマト、メロンの施設栽培を行っています。目標に向けてビニールハウスを確保し生産量を増やしていきます。また、農地は、出来るだけ集積した形で確保し移動時間の削減に努めるとともに、栽培計画と作業計画を作成し、作業の効率化を目指していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状は、個人事業ですが目標に向けて法人化を目指していきます。また、販路を〇〇主軸とすることで、情報発信やマーケティングコストを排除するとともに、小品目多量生産のフローを確立し効率的な経営を目指していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、今後、規模拡大に伴い人手不足が懸念されるため、求人サイト等で正規、臨時雇用を確保します。なお、農業経営アドバイザー資格取得時に得た知識を用い、就業規則を整備し働きやすい環境を作っていくとのことです。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は地域に根差した農業者を目指し、新規就農者を含む中小農家との連携を強化し人的関係を構築するとともに、地域のニーズ把握や将来的な販路の拡大に努めていきます。また、

現在新規就農者育成施設にて新規就農希望者の栽培指導を行っており、今後も上小地域の新規就農者増加の一助になるよう努めていきます。経営の構成は、記載のとおりです。雇用者は、常時雇用を現状から〇〇人確保し、臨時雇用は、記載のとおりとなる計画です。10ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、ビニールハウス、トラクターなどを確保する予定です。続いて収支計画をご確認ください。現状は〇〇の実績が記載されています。ブロッコリーは〇〇アール農地を確保していますが、実際に作付けした面積が少なかったため生産量が少ない状態です。収入は〇〇円、右側の目標は、キュウリ、ミニトマト、アスパラを主にして生産量を増やしていき経費を引いた収入は〇〇円となります。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番です。複合経営で露地野菜と牧草となります。目標も同様です。現状の年間所得は〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標も同様です。主たる従事者は〇〇人となります。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産はブロッコリー、花豆、カボチャ、玉ネギ等を栽培して、それぞれ生産量を拡大する予定です。(2)農産物の加工・販売その他の関連附帯事業は、玉ネギを使ったドレッシングなどを販売しており目標も同様となります。(3)農用地及び農業生産施設は、農用地は現状から増やして〇〇アールになる予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、〇〇年に農業用ドローンを導入し、ブロッコリーなどへの農薬、施肥散布に活用し農業の効率化を目指します。今後、耕作者が不在となる農地を集約、集積し、遊休荒廃地対策及び規模拡大を図っていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、目標に向けて、SNS等を活用することで既存の販路に限らず新規に販路の拡大を目指していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、従業員の休日を確保し労働環境を整備していきます。経営の構成は、記載のとおりです。雇用者は、規模拡大に伴い臨時雇用を増やしていきます。7ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、特にありません。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、複合経営でブロッコリー、西洋野菜等を栽培しています。目標も同様です。現状年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。主たる従事者が〇〇人のためそれぞれ〇〇円、〇〇円となります。年間労働時間は〇〇時間で、目標は〇〇時間です。主たる従事者〇〇人あたり〇〇時間、目標〇〇時間です。生産は、ブロッコリー、西洋野菜、ワイン用ブドウ、ミニトマトを栽培しており、西洋野菜については規模を拡大し、ブロッコリーの作付け面積は減っていますが、現状の年はブロッコリー

ッコリーの出来が悪くブロッコリーの生産量が落ち込んだとのことです。目標の年は回復し生産量を確保する予定です。ワイン用ブドウは、木が成長し収量を確保していきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業は、農業体験やワイン生産による販売の売上、加工品販売は、ジャムの生産や目標に向けて9ページ目でご説明します。〇〇を造り、〇〇の加工品販売をするため売り上げが伸びる予定です。(3) 農用地及び農業生産施設は、現状に対し、借入地を増やし規模拡大をしていく予定です。農業生産施設は、現状に対し温室ハウスを増やしていきます。また、〇〇を目標に向けて建てていく予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、新型コロナウイルス感染症の流行により、ホテルやレストランの野菜需要が減ったことで少量多品種栽培を縮小しましたが、ここ数年需要が回復したため少量多品種栽培に戻していきます。トラクターやブームスプレーヤーの導入により農作業の効率化が図られることで農作物の生産量を増やしていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、販売先のホテルやレストランから野菜のニーズを聞き取り、ニーズに合った栽培を行っていきます。経理ソフトの導入、税理士へ委託等事務処理の効率化を図ります。⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置は、規模拡大に伴う人手確保のため、〇〇、〇〇を利用して確保していきます。経営の構成は、記載のとおりです。雇用者は、常時雇用を〇〇人確保する予定です。続いて、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、ローダー付きトラクターなどを導入する予定です。

〇〇です。認定農業者の変更申請となります。昨年度認定しましたがワイナリーを建設することとなりましたので変更を行います。住所は〇〇です。単一経営で果樹類となります。目標も同様です。現状の年間所得は〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産はワイン用ブドウ、ブドウなどで目標に向けて作付面積を増やし生産量が増えていく予定です。リンゴは目標の年には辞めていく方向です。(2) 農畜産物の加工・販売関連・附帯事業はワインの販売がワイン用ブドウの生産量が増えるにしたがって売り上げが増えていきます。また、ワイナリーに宿泊機能を持たせ宿泊施設として売り上げを上げていきます。(3) 農用地及び農業生産施設は、農用地は現状に対して規模拡大し〇〇アールにする予定です。農業生産施設はワイナリーを〇〇棟建設予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、シャインマスカットは、樹の成長を待っている段階です。また、ワイン用ブドウも同様です。今後この成長が見込めるため生産量を確保し、所得

を確保していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、〇〇にて管理し、青色申告を管理しています。今後、法人化や売り上げが上がっていく中で〇〇に委託し健全な経営になるよう努めたいとのことです。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、すべて〇〇人で作業をしているため、今後収量が上がり人手不足になる可能性があります。目標に向けて、SNS等を活用し情報発信を行い、若手を中心に臨時雇用者を確保していきます。また、休日制度を導入し、働きやすい職場環境を作っていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、〇〇を造りワインの生産性、クオリティ、ブランド力を上げていき、若い人達に農業の魅力を知ってもらい、農業を仕事にする若い人を増やしていきたいとのことです。ワイナリー〇〇棟、事業費〇〇円、〇〇などを利用していきます。経営の構成は、記載のとおりです。雇用者は、現状0人ですが目標に向けて臨時雇用を確保していきます。続いて、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、乗用モア、スピードスプレーヤー、ワイナリーを確保していきます。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。番号3と4は白石委員が本日、欠席していますから、事務局が説明した内容でそれぞれご質問を受けたいと思います。それでは、船田代理より番号1〇〇の説明をお願いします。

船田代理

〇〇は〇〇出身の〇〇です。〇〇での営農経験があり、〇〇の〇〇へ〇〇年〇〇月に移住をしています。〇〇年間の研修を終え、認定新規就農者として就農をしまして、〇〇としてトマト、メロン等の施設野菜を〇〇アール栽培していました。また露地野菜ではジャガイモ、トウモロコシ、カボチャ等を〇〇ヘクタール栽培していました。〇〇年〇〇月から〇〇年の〇〇月の概ね〇〇年間ですが、営農を行ってきたということです。その後事情により、離農していました。離農後は雇用就農で営農を継続してきたわけですが、日々の作業の中でどうしてももう一度農業での独立を叶えたいという気持ちが強くなり、再び独立就農を目指すということになったわけです。先ほど説明がありましたが、現在は〇〇の委託を受けまして、〇〇において、キュウリ、ミニトマト、メロンの施設栽培、野菜の育苗、ブロッコリーの露地栽培を手がけているということです。将来的には農業経営改善計画にもありますとおり、施設栽培での規模拡大を図り、目標とする改善計画達成に向けて努力をして参りたいということです。〇〇は〇〇、〇〇の資格を取得しています。これらの知識を役立てて自らの経営安定に努めて参りたいということです。認定農業者として、地域の農業発展に尽力する人物と考えますので、認

定についてはとりわけ問題がないと考えますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま船田代理から詳細な説明がありました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員 3 ページですが、簡単なハウスでも〇〇円ほどかかりますが、これは自己資金でやるのですか。

船田代理 認定農業者を取得した暁には、〇〇を活用してやりたいということです。〇〇アールほど新設ということになりますが、その見積りについては、非常に資材関係が高くなっていますので、雨除け程度の簡易なハウスを設置していきたいということです。既存の〇〇については重装備のハウスですが、それにプラス簡易な雨除けハウス程度のものでやっていきたいという考え方のようです。

議長（会長） よろしいですか。

伊藤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問はありませんか。

檜原委員 ⑤ですが、この方だけではありませんが、やはり人材不足、人手不足が農業全体の課題だと思います。こういう認定計画を立てるにあたって、農政の方から人材確保に関してのアドバイス、指導に取り組んでいるのかどうか、聞かせていただきたいです。

議長（会長） 小林次長の方からお願いします。

事務局 行政の立場ということで、〇〇に関しては昨年から〇〇でやっている〇〇事業についてはご紹介をさせていただいて、〇〇事業で人材を使っているいただいています。その他も我々として、皆さんにご紹介出来るものは〇〇を使って集めることと、〇〇等を使っただく他はないという話にはなりますが、その様な紹介はさせていただいています。

議長（会長） よろしいですか。

檜原委員 はい。もう 1 つお願いします。

議長（会長） どうぞ。

檜原委員 関連してですが、〇〇もよくこういうところで話は上がってきますが、現状、どのぐらい活用されているのかわかりましたら教えていただきたいです。

事務局 〇〇年前の〇〇には、〇〇の方から、我々、農林課を通じて誰か紹介していただけないかというお話をいただいてその当時、新規就農者、認定新規就農者だった方に紹介したところ、〇〇人は雇えるという話をもらって〇〇と〇〇に紹介をした経過があります。近年ですと、〇〇の方から直接お話がないもので、誰が使っているのかはわかりません。農業者さんと話を通じて、事業をやっています。今後、〇〇になりますが、農福連携の話の中で〇〇、〇〇の関係と話を進めていますので、そういった事業がもう少し行政として出来るかというところで計画はしています。

檜原委員 農福連携と言われて大分長いのですが、具体的に聞いたことがないということもあります。率直な意見ですが、ぜひ人手不足、人材不足を少しでも解消するために、農福連携という点で農政からもどんどんアピールして関わっていくという姿勢を見せていただけたらと思っています。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

五十嵐委員 〇〇の返済期間はどれぐらいでしょうか。〇〇で多分キャッシュフローは頭の中に入っていると思いますが、農業はお天気に左右されます。ややもするとマイナス方向に振れることが多々あるので、資金ショートにならないければいいかなというのがあります。返済期間の後ろはきつくなるのが心配です。

議長（会長） 事務局、お願いします。

事務局 返済期間については〇〇年以内ですので、〇〇年間の中で返していくということ、なお、据え置き期間が〇〇年以内ですので〇〇年間返済をしない期間で、そこから返済が始まる形となります。また、〇〇ですが今回の所得の目標も、長野県の経営指標に基づき作っている中で、所得の確保については本人と面談していく中で、すごく気を遣ってしまし

たので、資金のやり繰りについては、注意を払っているという印象を受けています。

議長（会長） よろしいですか。

事務局 付け加えですが、あくまで、我々、この〇〇を借りるために背中を押すというようになっていて、借りられるかどうかというのは、最終的には金融機関が決めることになります。そこで緻密なまた違う計画を立てて、国庫で一番いいもの、借りられるようなものがあれば、返済の計画もすべて立てるというようになっています。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 〇〇で営農しました。〇〇年やって何らかの理由で離農してしまいました。今回もう1回やるという思い入れは非常に強いのですが、それに倣った設備投資になっているし、将来計画になってはいますが、基本的に、手持ち資金が十分にある人が営農を始めているのではないだろうと想像できます。さっき言ったように、〇〇は結構難しい資格で、これを持っているので間違いなくキャッシュフローはわかっていますが、あとはどれだけリスクマネジメントを取り入れているのかと言ったら、何とかかなかなというような気はしますが、周りでよく見てあげていかないと大変なことになってしまうという心配があります。

議長（会長） ありがとうございます。貴重なご意見として受けました。他にご質問ありませんか。ないようですので、番号2の〇〇の更新について、田中委員に補足説明をお願いします。

田中委員 〇〇ですが、〇〇年に畜産関係者を中心に、地域の農家が潤うようにということで設立したそうです。初めは〇〇、〇〇の方も役員にいたそうですが、今は〇〇在住の皆さんが役員となって、活動をしています。代表は〇〇さんがしていますが、〇〇年ほど前より、〇〇が経営に携わり主にブロッコリー等の栽培を中心に、約〇〇反歩弱ですが農地を管理、栽培をしている状況です。今年より、農業用ドローンを導入し、農薬や施肥散布の効率化を目指すという計画になっていますが、〇〇は〇〇に行って操縦免許を取ったそうです。ドローンの導入は、関連のある〇〇がドローンを取得しまして、それを活用するというような計画になっていまして、今回の取得計画には載っていません。またドローンは、地域の担い手農家にも貸し出しをしたい、協力をしたいということをおっし

やっていました。〇〇、〇〇は大変〇〇も進んでいまして、耕作困難な農地が大分増えてくるかと思いますが、特に〇〇を中心としている〇〇の皆さんに地域計画を担う担い手農家ということでぜひ活躍をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、番号３の〇〇と〇〇は、事務局の説明をもって、ご意見等ありましたら発言をいただければと思います。よろしいですか。ないようですので、以上をもちまして意見聴取は終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)